

改正前	改正後																																								
県有施設管理体制強化支援交付金実施要領	県有施設管理体制強化支援交付金実施要領																																								
第1 趣旨 県が所有する農業用ダム（以下「ダム」という。）は、本来の農業用水を供給する機能に加え、洪水防止、自然環境の保全等の様々な機能（以下「多面的機能」という。）を有しており、県民全体に利益をもたらす公共性の高い施設である。 今後ともダムが有する多面的機能の維持・増進を図るため、施設の所有者である県と利水者である<u>町村</u>の適切な役割分担のもと、県有施設管理体制強化支援交付金（以下「交付金」という。）により、ダムの管理体制を強化するものである。 第2 事業の内容 県が管理委託しているダムにおいて、当該年度に<u>町村</u>がダムの維持管理に要する経費のうち、多面的機能の発揮に相当する経費に対して、県が助成する。 第3 事業主体 県がダムを管理委託している<u>町村</u> （ 岩手町（一方井ダム）、<u>藤沢町</u>（金越沢ダム）、洋野町（大野ダム） ） （ 普代村（普代ダム）、九戸村（瀬月内ダム） ） 第4 助成の範囲 交付金の助成の範囲は以下のとおりとする。 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>①操作運転費</td><td>対象施設の操作運転に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕</td></tr><tr><td>②点検整備費</td><td>対象施設の点検整備に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕</td></tr><tr><td>③施設管理費</td><td>①及び②以外の維持管理費に必要な経費〔賃金、共済組合負担金及び保険料〕</td></tr><tr><td>④調査費</td><td>管理上必要な調査・観測とその分析及び気象情報の収集に要する経費</td></tr><tr><td>⑤施設費</td><td>施設の保守管理及び整備（除草等）に係る経費並びに施設の運用に必要な交換部品及び整備用品費</td></tr><tr><td>⑥諸油脂費</td><td>管理に必要な施設機械の燃料経費</td></tr><tr><td>⑦整備補修費</td><td>日常点検を超える内容の点検保守、更新経費</td></tr><tr><td>⑧電力料</td><td>施設運用に必要な基本電力料及び使用電力料</td></tr></table> 第5 交付金の交付 県は、第4に規定する経費の一部について、予算の範囲内において<u>町村</u>に交付するものとする。 交付金交付に関する手続は、別に定めるところによるものとする。 第6 交付金計画の提出 交付金の交付を希望する町村は、当該年度の県有施設管理体制強化支援交付金実施計画書（様式）を<u>前年度の12月末までに</u>広域振興局長に提出するものとする。 第7 適用 <u>平成23年度実施地区</u>については、この要領の施行日において既に施行中であっても、この要領に規定する要件を満たしているものと広域振興局長が認めたものについては、この要領の規定を適用するものとする。	項 目	内 容	①操作運転費	対象施設の操作運転に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕	②点検整備費	対象施設の点検整備に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕	③施設管理費	①及び②以外の維持管理費に必要な経費〔賃金、共済組合負担金及び保険料〕	④調査費	管理上必要な調査・観測とその分析及び気象情報の収集に要する経費	⑤施設費	施設の保守管理及び整備（除草等）に係る経費並びに施設の運用に必要な交換部品及び整備用品費	⑥諸油脂費	管理に必要な施設機械の燃料経費	⑦整備補修費	日常点検を超える内容の点検保守、更新経費	⑧電力料	施設運用に必要な基本電力料及び使用電力料	第1 趣旨 県が所有する農業用ダム（以下「ダム」という。）は、本来の農業用水を供給する機能に加え、洪水防止、自然環境の保全等の様々な機能（以下「多面的機能」という。）を有しており、県民全体に利益をもたらす公共性の高い施設である。 今後ともダムが有する多面的機能の維持・増進を図るため、施設の所有者である県と利水者である<u>市町村</u>の適切な役割分担のもと、県有施設管理体制強化支援交付金（以下「交付金」という。）により、ダムの管理体制を強化するものである。 第2 事業の内容 県が管理委託しているダムにおいて、当該年度に<u>市町村</u>がダムの維持管理に要する経費のうち、多面的機能の発揮に相当する経費に対して、県が助成する。 第3 事業主体 県がダムを管理委託している<u>市町村</u> （ 岩手町（一方井ダム）、<u>一関市</u>（金越沢ダム）、洋野町（大野ダム） ） （ 普代村（普代ダム）、九戸村（瀬月内ダム） ） 第4 助成の範囲 交付金の助成の範囲は以下のとおりとする。 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>1 管理費</u></td><td></td></tr><tr><td>①操作運転費</td><td>対象施設の操作運転に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕</td></tr><tr><td>②点検整備費</td><td>対象施設の点検整備に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕</td></tr><tr><td>③施設管理費</td><td>①及び②以外の維持管理費に必要な経費〔賃金、共済組合負担金及び保険料〕</td></tr><tr><td>④調査費</td><td>管理上必要な調査・観測とその分析及び気象情報の収集に要する経費</td></tr><tr><td>⑤施設費</td><td>施設の保守管理及び整備（除草等）に係る経費並びに施設の運用に必要な交換部品及び整備用品費</td></tr><tr><td>⑥諸油脂費</td><td>管理に必要な施設機械の燃料経費</td></tr><tr><td>⑦整備補修費</td><td>日常点検を超える内容の点検保守、更新経費</td></tr><tr><td>⑧電力料</td><td>施設運用に必要な基本電力料及び使用電力料</td></tr><tr><td><u>2 管理諸費</u></td><td><u>需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等、ダムの維持管理を行う場合に要するダム管理事務所等の経費</u></td></tr></table> 第5 交付金の交付 県は、第4に規定する経費の一部について、予算の範囲内において<u>市町村</u>に交付するものとする。 交付金交付に関する手続は、別に定めるところによるものとする。 第6 交付金計画の提出 交付金の交付を希望する<u>市町村</u>は、当該年度の県有施設管理体制強化支援交付金実施計画書（様式）を<u>交付申請書に添付し</u>、広域振興局長に提出するものとする。 <u>〔削除〕</u>	項 目	内 容	<u>1 管理費</u>		①操作運転費	対象施設の操作運転に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕	②点検整備費	対象施設の点検整備に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕	③施設管理費	①及び②以外の維持管理費に必要な経費〔賃金、共済組合負担金及び保険料〕	④調査費	管理上必要な調査・観測とその分析及び気象情報の収集に要する経費	⑤施設費	施設の保守管理及び整備（除草等）に係る経費並びに施設の運用に必要な交換部品及び整備用品費	⑥諸油脂費	管理に必要な施設機械の燃料経費	⑦整備補修費	日常点検を超える内容の点検保守、更新経費	⑧電力料	施設運用に必要な基本電力料及び使用電力料	<u>2 管理諸費</u>	<u>需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等、ダムの維持管理を行う場合に要するダム管理事務所等の経費</u>
項 目	内 容																																								
①操作運転費	対象施設の操作運転に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕																																								
②点検整備費	対象施設の点検整備に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕																																								
③施設管理費	①及び②以外の維持管理費に必要な経費〔賃金、共済組合負担金及び保険料〕																																								
④調査費	管理上必要な調査・観測とその分析及び気象情報の収集に要する経費																																								
⑤施設費	施設の保守管理及び整備（除草等）に係る経費並びに施設の運用に必要な交換部品及び整備用品費																																								
⑥諸油脂費	管理に必要な施設機械の燃料経費																																								
⑦整備補修費	日常点検を超える内容の点検保守、更新経費																																								
⑧電力料	施設運用に必要な基本電力料及び使用電力料																																								
項 目	内 容																																								
<u>1 管理費</u>																																									
①操作運転費	対象施設の操作運転に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕																																								
②点検整備費	対象施設の点検整備に要する経費〔技術者賃金、共済組合負担金及び保険料〕																																								
③施設管理費	①及び②以外の維持管理費に必要な経費〔賃金、共済組合負担金及び保険料〕																																								
④調査費	管理上必要な調査・観測とその分析及び気象情報の収集に要する経費																																								
⑤施設費	施設の保守管理及び整備（除草等）に係る経費並びに施設の運用に必要な交換部品及び整備用品費																																								
⑥諸油脂費	管理に必要な施設機械の燃料経費																																								
⑦整備補修費	日常点検を超える内容の点検保守、更新経費																																								
⑧電力料	施設運用に必要な基本電力料及び使用電力料																																								
<u>2 管理諸費</u>	<u>需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等、ダムの維持管理を行う場合に要するダム管理事務所等の経費</u>																																								

第8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

(様式)

〇 〇 第 号
年 月 日

岩手県知事

〇 〇 〇 〇 様

〇 〇町村
町村長 〇 〇 〇 〇

〇〇年度 県有施設管理体制強化支援交付金実施計画書

年度の県有施設管理体制強化支援交付金について、下記のとおり実施したく提出します。

記

事業名	県有施設管理体制強化支援交付金		地区名	
区 分	費 目	金 額 (円)	摘 要	
管理費	操作運転費			
	点検整備費			
	施設管理費			
	施 設 費			
	調 査 費			
	諸 油 脂 費			
	整備補修費			
	電 力 料			
	小計 (①)			
農業効果 (①×0.625) ②				
農外効果 (多面的機能相当) (①×0.375) ③				
交付額 (③÷2を上限) ④				

※ 費目の分類は実施要領によるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

(様式)

第 号
年 月 日

岩手県知事

〇 〇 〇 〇 様

〇 〇市町村
市町村長 〇 〇 〇 〇

〇〇年度 県有施設管理体制強化支援交付金実施計画書

年度の県有施設管理体制強化支援交付金について、下記のとおり実施したく提出します。

記

事業名	県有施設管理体制強化支援交付金		地区名	
区 分	費 目	金 額 (円)	算 定 根 拠	
管理費	操作運転費			
	点検整備費			
	施設管理費			
	施 設 費			
	調 査 費			
	諸 油 脂 費			
	整備補修費			
	電 力 料			
	小計 (①)			
農業効果 (①×1.0/1.6) ②				
農 業 外効果 (多面的機能相当) (①×0.6/1.6) ③				
管理諸費 (①×2.5%) ④				
交付額 (③×1/2+④を上限) ⑤				

※ 費目の分類は実施要領第4によるものとする。

附 則

- この要領は、令和8年9月1日から施行し、令和8年度の交付金から適用する。
- この通知による改正前の本交付要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。